

# 空き店舗等活用事業

## 募集要項

この要項は、補助金申請の手続き等について説明するものです。  
申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。  
※なお、申請にあたっては、事前に商業振興課へご相談ください。

### <応募期間>

1次募集 令和8年4月30日（木）まで

※1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります。

令和8年4月

新潟市

## 1. 目的

市内商店街又は古町地区の対象エリア（3ページ参照）の空き店舗等に出店する事業者のうち、出店エリアの活性化に寄与することが期待され、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

## 2. 補助対象者

次の①～⑮の全てに該当する事業者及び店舗が対象となります。

- ① 市内商店街<sup>\*1</sup>又は古町地区の対象エリア<sup>\*2</sup>の空き店舗等<sup>\*3</sup>へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者。
- ② 出店先商店街又は出店先地域の賑わい、集客の向上に寄与すると市長が認める者。
- ③ 商店街に店舗を出店する場合は、出店先の商店街から、事業内容等についての賛同を得ている者。
- ④ アパート又はマンションの一室に店舗を出店する場合は、物件所有者から、確認を得ている者。
- ⑤ 自らが店舗運営を行う者。
- ⑥ 新潟市内からの移転でない店舗。ただし、現在営業する店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合は対象。
- ⑦ フランチャイズチェーン<sup>\*4</sup>として事業を営む店舗ではないこと。
- ⑧ チェーンストア<sup>\*5</sup>として事業を営む店舗でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいない者。
- ⑩ これまで本補助金、新潟市古町地区空き店舗活用事業費補助金又は新潟市商店街空き店舗活用事業費補助金の交付を受けていない者。
- ⑪ 市税を完納している者。
- ⑫ 宗教活動又は政治活動を目的としていない者。
- ⑬ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない者。
- ⑭ 補助対象事業に着手していない店舗。（補助金交付決定日前に、備品又は設備の売買契約の締結、店舗改装工事の着手等の行為を行っていない店舗をいう。ただし、店舗の確保を目的とする不動産賃貸借契約の締結については、この限りではない。）
- ⑮ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者。

### 3. 用語説明

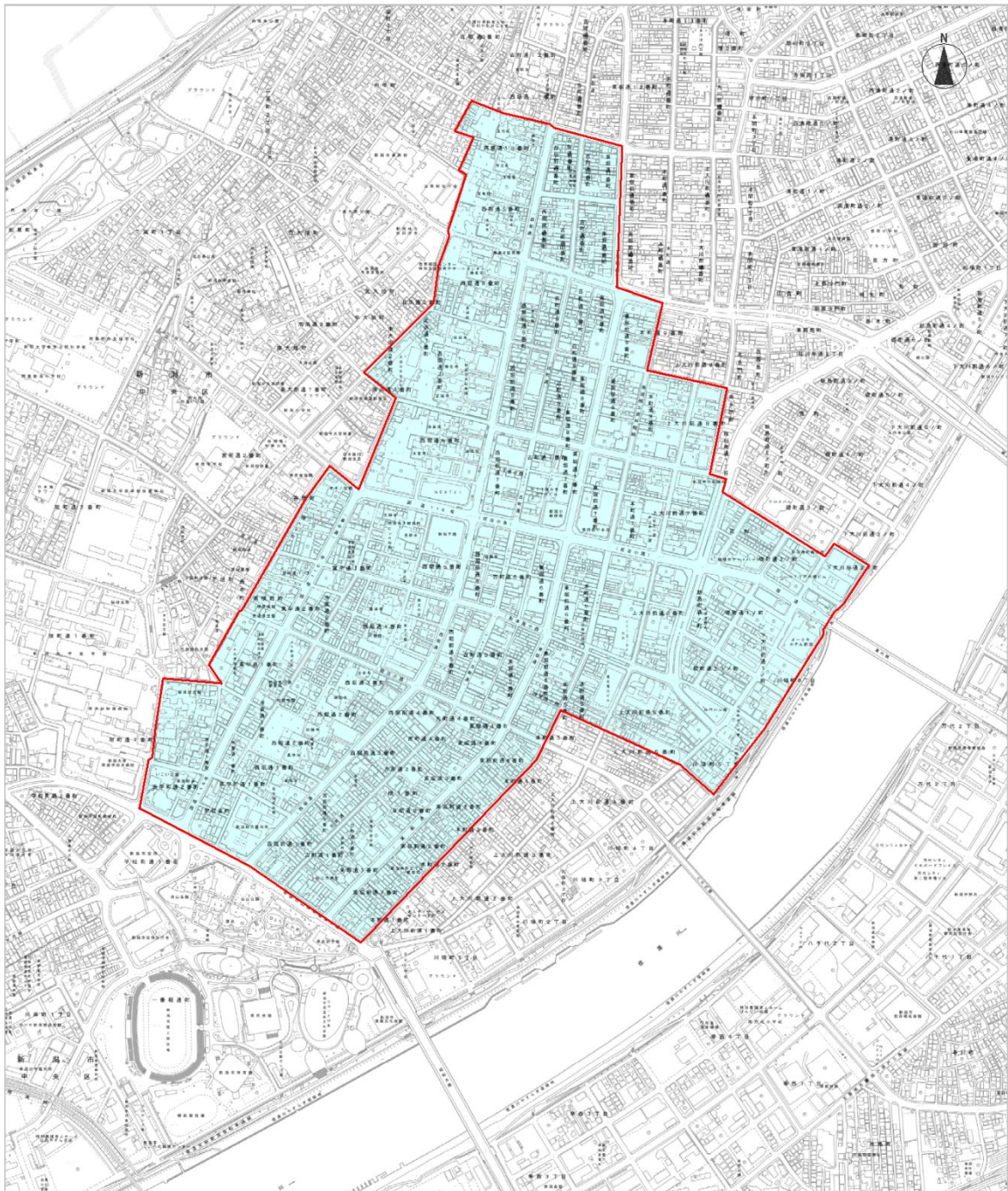
No.	用語	定義
※1	商店街	次のいずれかに該当する団体の活動区域をいう。 ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合。 イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの。
※2	古町地区の対象エリア	古町地区における都市機能誘導区域重点エリアの商業地域（3ページ掲載の地図の赤枠内）をいう。
※3	空き店舗等	空き店舗（大型商業施設内を除く）、空き家（アパート又はマンションの一室を含む）等、補助金交付申請日において現に1ヶ月以上活用されていない物件。 <u>なお、アパート又はマンションの一室に店舗を出店する場合、物件所有者から確認書をいただく必要があります。</u>
※4	フランチャイズチェーン	以下のいずれにも該当する店舗。 ア 他の事業者（本部）から、特定の商標、商号等を使用する権利を与えられている。 イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている。 ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている。
※5	チェーンストア	11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗。

#### 4. 対象エリア等

○市内商店街又は古町地区の対象エリアの空き店舗等に新たな店舗を出店する者が対象となります。

○古町地区の対象エリアは、以下地図の赤枠内の地域となります。

※申請予定の空き店舗等が当該地域に含まれるか、申請前に必ずご相談ください。



## 5. 補助率等

補助対象経費		補助限度額、補助期間	補助率
改装費	工事請負費 設備費 原材料費 設計委託料 監理委託料	200万円 ※事業を開始した日の 属する年度に限ります。	1/3以内 ※古町地区における都市機能誘 導区域重点エリアの商業地域に 出店する場合は、補助率1/2 以内とします。
	備品購入費 ※3万円未満の備品購入費は 補助対象外となります。		

### 注意事項

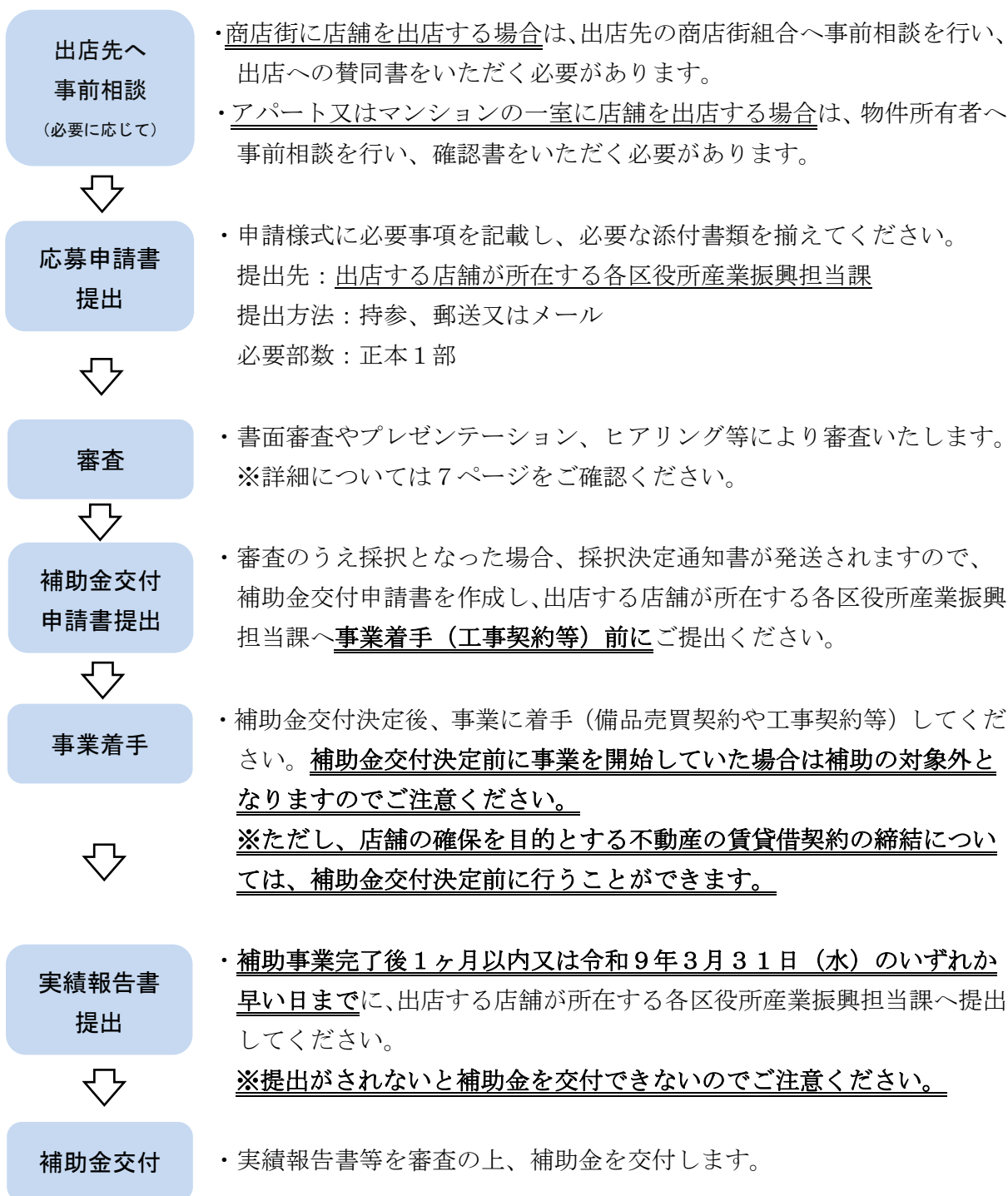
- 1 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額です。
- 3 補助事業の発注先、購入先は、原則として、市内業者（市内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主）に限ります。  
(工事等見積書及び領収書において市内の住所が確認できるもの。)
- 4 所有権が事業者（申請者）へ譲渡されないリース契約や割賦販売契約等の場合、発生する費用は補助の対象外となります。
- 5 国、県等の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた金額を補助金算定の基礎とします。
- 6 申請及び事業着手にあたり、法令等に定める諸手続きは、申請者自ら確実に完了させる必要があります。
- 7 補助事業完了後1ヶ月以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、出店する店舗が所在する各区役所産業振興担当課へ実績報告書を提出してください。  
※この期日を過ぎると補助金を交付できないのでご注意ください。
- 8 補助金交付決定日より前に、備品又は設備の売買契約の締結、店舗改装工事等の補助対象事業の着手にあたる行為を行わないでください。  
※補助金交付決定日より前に事業に着手していた場合は補助金交付の対象外となります。  
※ただし、店舗の確保を目的とする不動産の賃貸借契約の締結については、補助金交付決定前に行うことができます。

- 9 補助金交付申請を行った年度内に営業を開始してください。
- 10 以下の場合には、交付決定の取消しを行い、既に補助金が交付されている場合には、その全部又は一部の返還を求めます。
- ・偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合。
  - ・補助金等を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - ・令和11年3月31日（土）までに補助事業を廃止し、又は当該店舗を移転した場合。
  - ・補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
  - ・正当な理由なく、交付決定の内容又は付した条件に従って補助事業を遂行することや交付決定の内容又は付した条件に補助事業の成果を適合させることへの指示に従わなかった場合。
  - ・その他関係法令、新潟市補助金等交付規則及び当補助金交付要綱の規定に違反した場合。
- 11 補助金の交付を受けた翌年度から2年間、年度ごとに営業状況を報告していただきます。商業振興課から送付する書類に必要事項を記載の上、毎年必ずご提出ください。
- ※返送がない場合には、交付済みの補助金を返還いただくことがあります。
- 12 当該事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を交付年度終了後5年間保存してください。また必要に応じて、事務所等に伺い、書類等の調査を行う場合があります。

## 6. 申請の流れ

募集要項や応募申請書様式は新潟市ホームページよりダウンロード可能です。

なお、問い合わせ先（経済部商業振興課）及び申請書提出先（出店する店舗が所在する各区役所産業振興担当課）においても、募集要項や様式を配布しています。



## 7. 審査等

申請要件及び申請書類を確認し、必要に応じてヒアリングを実施します。

その後、外部の有識者等で構成する選定委員会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。当日の出席者は、各事業者3名以内とします。

### ◎ 審査基準

出店先の商店街や地域の活性化を図り、賑わいや集客に寄与すると認められる事業を選定するため、下記の観点から総合的に判断します。

① 事業の企画力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出店先の商店街や地域に賑わいや集客を生むことが見込まれるか。</li><li>・ 出店店舗のコンセプトが出店先の地域特性を把握したものであるか。</li><li>・ 市場分析や事業効果の数値目標の根拠等が明確か。</li><li>・ プロモーション計画がターゲットや提供する商品・サービスに適しており、効果が見込めるか。</li></ul>
② 出店エリアへの貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 店舗が賑わうだけにとどまらず、出店先の商店街や地域に回遊性が生まれる等の波及効果が期待できる計画であるか。</li></ul> 例) ・ 店舗前にベンチやテラス席を設置する等、来街者の滞留を生む空間づくり ・ 店舗前の街灯の設置等、景観や安全性に配慮した設計
③ 事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安易に撤退することなく、長期にわたり出店先で事業を継続しようとする姿勢・意欲があるか。</li><li>・ 事業実施のための適切な人員配置が確保されているか。</li><li>・ 事業者自身の経済基盤・生活基盤が安定しているか。</li><li>・ 事業計画の合理性、事業実績や金融機関からの与信状況を踏まえ、事業の継続性が十分に見込まれるか。</li></ul>

## 8. 書類提出先(各区窓口)

区(担当)	住所(新潟市)	電話番号	メールアドレス
北区産業振興課 商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356	sangyo.n@city.niigata.lg.jp
東区地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170	chiiki.e@city.niigata.lg.jp
中央区地域課 産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054	chiiki.c@city.niigata.lg.jp
江南区産業振興課 商工観光・文化 スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809	sangyo.k@city.niigata.lg.jp
秋葉区産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689	sangyo.a@city.niigata.lg.jp
南区産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507	sangyo.s@city.niigata.lg.jp
西区農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7623	nosei.w@city.niigata.lg.jp
西蒲区産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区西中 860 (岩室出張所)	0256-72-8454	sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp

## 9. お問い合わせ先

<p><b>新潟市経済部商業振興課</b> 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階) TEL : 025-226-1633 FAX : 025-228-1611 E-Mail : shogyo@city.niigata.lg.jp</p>
--